

特定非営利活動法人 Small Step 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Small Step という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市南区榎町二丁目60番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慢性疾患児を含む子どもとその家族が社会生活の中で直面している様々なステップ(困難)を軽減又は解消するための支援事業を行い、慢性疾患児を含む全ての子どもの自立を促すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 慢性疾患児及びその家族を対象とした居場所づくりサポート事業
- (2) 慢性疾患児を含む子どもを対象とした保育所の運営事業
- (3) 慢性疾患児を含む子どもが福祉施設、教育機関等に参加するための支援事業
- (4) 児童発達支援及び放課後デイサービス事業等の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (5) 第3号を実施するために行う労働者派遣事業及び職業紹介事業
- (6) 第3号を実施するために行う保育所等訪問支援事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を代表理事、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。なお、法第 20 条に定める欠格事項に該当するものは理事及び監事に選任することはできない。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、以下に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、理事会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会及び理事会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、意見を述べること。
- (6) 監事は、理事又は職員を兼ねてはならない。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 報酬を受ける役員には退職金を払うことができる。
4 前 3 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び予算に関する事項、期中における事業計画及び予算の変更で事業内容に重大な影響を及ぼすもの
(5) 事業報告及び決算に関する事項
(6) 役員の選任等に関する事項
(7) 入会金及び会費に関する事項
(8) 長期借入金に関する事項
(9) 事務局の組織等に関する事項
(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案を行った場合、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 前項の規定により総会の目的である事項の全てについての総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記
名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 22 条第 3 項の正会員全員が書面又は電磁的記録により同
意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の
事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項、期中における事業計画及び予算の変更で事業
内容に重大な影響を及ぼさないもの

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法
をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理
事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電
磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録作成人が署名又は記名押印しなければならない。なお、議事録作成人は前項第 5 号で議事録署名人に選任されたものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	赤荻	聡子
理事	小柴	梨恵
理事	黒井	良子
監事	福田	篤子
監事	小玉	美津子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2018 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	3,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	3,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	10,000 円	団体	30,000 円

附則

この定款は、平成 29 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

附則

この定款は、令和 7 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

2025年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 Small Step

1. 事業活動方針

2025年度も引き続き、学童期の子どもの居場所づくりを最終目標として運営を行っていきたい。そのために、法人としての確実な体力をつけたい。既存事業においては、前年度に行った職場環境の改善や人材確保をベースに、コストの効率化を図りたい。保育園事業においては特色ある園づくりを行い、選ばれる保育園になる。中間支援事業においては、顧客数を拡大し、医療的ケア支援のノウハウもさらに蓄積して法人の主要事業にする。そして、居場所づくりサポート事業においては、啓発活動を行いながら、地域のニーズを把握し、次年度開設する放課後事業へとつなげる。

2025 年度重点行動

第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期
体制整理・広報	中間新規顧客開拓		放課後事業開設準備

2025 年度の収入面は、保育事業においては医療的ケア加算が対象園児の卒園で無くなり、減少となる。前期減少となった中間支援事業は、支援先施設が増え、収入は増加、保育の減少をカバー。費用面では、前期人材確保のために支払った人材紹介への手数料支出が大幅に減少。居場所作り事業において学童期以降の支援を開始するための準備活動を引続き行うことと、医療的ケアの啓発の県の補助金事業での事業費増加もあるため、損益的には少しの改善にとどまる計画。

2. 事業内容

・特定非営利活動に係る事業

① 慢性疾患児及びその家族を対象とした居場所づくりサポート事業

・目的および実施内容

目的：

- アントレプレナーシップを育てるインクルーシブな居場所"Nest Step Academy"
- 疾患のある子もない子もご家族も一緒に楽しめ、つながりが作れる場
- 疾患の啓発

どんな子どもも、ご家族も、地域の方も成長出来るきっかけ、繋がりをも！

内容：

未来を担っていく子どもたちが、一人一人が生きがいを持ちインクルーシブな社会で過ごすことを目的とし、そのための法人の新規事業開始に繋げていくことを目的に活動する。

医療的ケア児や障害児は、経験できる場所や環境が少ないために、健康な子と比べると経験値が少なくなり進路格差に広がっているという声を多く聞いた。医療的ケア児や障害児も、健康な子どもと同様に「やってみたい」「頑張りたい」としており、どの子・人も自分で選択し、

選択したことをやりきる、そんな経験を増やしていくことが必要だと考える。学齢期の子どもたちが、疾患があっても年齢に見合った経験ができる放課後の居場所を計画している。

昨年度から引き続き、地域の子育てご家族や専門職のかたへの、多様性の受け入れるための啓発イベントは子どもたちの対象年齢の幅を広げて開催していく。啓発イベントでは、昨年度法人で制作した絵本とインクルーシブな音楽を楽しむUniversal Melodies の場を活用しながら、地域を拡大して行っていく。絵本事業に関しては、前年度完成させた、1冊目については様々なルートで配布を行うとともに配布2冊目の作成に着手し、完成させる。

・受益対象者：

慢性疾患児ご家族、子育て中のご家族（約100名）地域の保育園・幼稚園、子育てに係る行政機関、医療関係者、子育て支援に関わる方、ご縁を頂いた団体・法人、（約900社者）

・交流方法（場所）：

すもーるすてっぷ保育園や地域の場所での対面交流、オンライン開催、ハイブリッド開催等

開催予定：

開催月	内容	場所	参加者	参加予定人数
5月18日（日）	『港南メディカルフェスティバル』への参加	港南中央地域ケアプラザ	地域の方	21名
4月27日（日） 7月13日（日） 9月21日（日） ※その後2か月に1回開催	Universal Melodies	地域の場所	音楽を楽しみたい方	各回20～40名
7月～1月 ※月に1回開催予定	遊び場開放×フードパントリー	すもーるすてっぷ保育園、地域の場所	子育てご家族	各回30家庭
8月2日（土）	すもーるすてっぷ夏祭り	すもーるすてっぷ保育園	地域子育てご家族	40家庭
8月、11月予定	NPO法人 Small Step 地域へのケア支援×講座	オンライン	専門職、支援者、子育てご家族	各回20名
3月	疾患児座談会	ビエラスタジオ	慢性疾患児家族、地域の方、支援者	50名
2か月に1度程度	地域のお祭り、イベントへの参加 ・10月『睦町公園映画会』 ・11月『わっフェスタ』	地域の場所	地域の方	10月120名 11月50名

助成元：パルシステム共済生活協同組合連合会「ささえあい基金」助成金、
神奈川子ども未来ファンド助成事業、かながわボランティア活動推進基金
補助、神奈川県マグカル展開促進補助金、NPO法人 Small Step 会員会費、寄付金

・従事者人数：職員約10名

・支出見込み額：居場所づくりサポート事業部門および管理部門支出の合計3,693,100円

② 慢性疾患児を含む子どもを対象とした保育所の運営事業

・実施内容

- 組織的な運営ができるように体制を整える。
- 選ばれる保育園になるために新しい活動を導入し園の特色を出す。
- インクルーシブな保育を実践する。

- ・対象期間： 通年
- ・場所： すもーるすてっぷ保育園
- ・従事者人員： 職員約 16 名
- ・受益対象者： 定期保育利用者 12 名、一時預かり利用者 1 日約 1 名
- ・支出見込み額： 45,848,112 円

③ 慢性疾患児を含む子どもが福祉施設、教育機関等に参加するための支援事業、及び、⑤ 第3号を実施するために行う労働者派遣事業及び職業紹介事業、及び、⑥ 第3号を実施するために行う保育所等訪問支援事業

・実施内容

③の医療的ケア支援事業の広報活動を行い、法人利用が常時 5 件以上を達成する。放課後等デイサービス等、保育園や小学校以外の事業所にも支援を拡充する。支援先事業所のニーズを把握しつつ、医療的ケアにおける子どもの自立を目指した支援を行う。⑤の労働者派遣事業及び職業紹介事業は支援先事業所の個別ニーズに柔軟に対応するため実施していく。

また、年度末に向けて、⑥の保育所等訪問支援事業の設置基準を満たす人員を配置し、許可を取得することを検討する。これにより、医療的ケア児の受け入れ支援のサービス（個々の疾患児ご家族への直接的に寄り添う支援サービス）を体系的に実施できるようにしていく。

- ・受益対象者： 1 歳～学齢期の医療的ケア児を受け入れる事業者 5社
1 歳～12 歳の Small Ally メンバー 12名
- ・実施場所： 上記事業者の事業場所
- ・対象期間： 通年
- ・利用可能時間： 原則として平日の 9 時から 18 時
- ・従事者人数： 職員約 10 名
- ・支出見込み額： 17,290,586 円

④ 児童発達支援及び放課後デイサービス事業等の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

・実施内容：

①における学齢期の子どもたちの、疾患があっても年齢に見合った経験ができる放課後の居場所づくりの一つの方向性として、障害者通所支援事業の事業化のための調査、計画具体化・認可取得のための準備活動の期間として考える。

- ・ 受益対象者： 学齢期の医療的ケア児や障害児 10名
 - ・ 実施場所： 未定（準備期間中は、本社）
 - ・ 対象期間： 通年
 - ・ 支出見込み額： ①の費用に包摂
 - ・ 従事者数： 3名
-

2026 年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 Small Step

1. 事業活動方針

2026年度は、2025年度にスタートさせた学童期の子どもの居場所づくりの事業（Nest Step Academy）の継続的な発展を目指した事業展開を行いたい。より具体的には前期に準備期間とした障害者通所支援事業の認可取得、事業所開設の段階に移行できればと考えている。既存事業においては、環境の変化に対応して収入と支出のバランスが取れた運営を引き続き行い、法人の事業基盤の安定化をさらに進めていきたい。保育園事業においては、特色ある園づくりで選ばれる保育園になるため、保育内容の一層の充実と居場所づくり事業での様々なPR活動を実施していきたい。中間支援事業においては、支援先数を拡大し、医療的ケア支援のノウハウもさらに蓄積して、法人の主要事業として保育園事業に匹敵する事業規模にしていきたい。そして、居場所づくりサポート事業においては、啓発活動を行いながら、地域のニーズを把握し、N E X T + 放課後事業で学童期の子どもを含めた事業展開を本格化させる。

2. 事業内容

・特定非営利活動に係る事業

① 慢性疾患児及びその家族を対象とした居場所づくりサポート事業

・目的および実施内容

目的：

- アントレプレナーシップを育てるインクルーシブな居場所"Nest Step Academy"
- 疾患のある子どもない子どもご家族も一緒に楽しめ、つながりが作れる場
- 疾患の啓発

どんな子どもも、ご家族も、地域の方も成長出来るきっかけ、繋がりをも！

内容：

未来を担っていく子どもたちが、一人一人が生きがいを持ちインクルーシブな社会で過ごすことを目的に引き続き活動する。医療的ケア児や障害児は、経験できる場所や環境が少ないために、健康な子と比べると経験値が少なくなり進路格差に広がっており、医療的ケア児や障害児も、健康な子どもと同様に「やってみたい」「頑張りたい」と思っており、どの子・人も自分で選択し、選択したことをやりきる、そんな経験を増やしていくことが必要だと考え、前年から開催している学齢期向けの居場所づくり事業の一層の充実を図っていきたい。学齢期の子どもたちが、疾患があっても年齢に見合った経験ができる放課後の居場所を少しでも提供していきたい。

地域の子育てご家族や専門職のかたとの繋がりを作るイベントや、多様性の受け入れるため

の啓発イベントは子どもたちの対象年齢の幅を引き続き広げて開催していく。啓発イベントでは、一昨年度、昨年度法人で制作した絵本の配賦により、医療的ケアの啓発に引き続き行いながら、インクルーシブな音楽を楽しむUniversal Melodies の場を活用しながら、地域を拡大して行っていく。

・受益対象者：

慢性疾患児ご家族、子育て中のご家族（約120名）、地域の保育園・幼稚園、子育てに係る行政機関、医療関係者、子育て支援に関わる方、ご縁を頂いた団体・法人 1000社者

・交流方法（場所）：

すもーるすてっぷ保育園や地域の場所での対面交流、オンライン開催、ハイブリッド開催

"Nest Step Academy"は週1回を目途に開催、その他の月1～2回のイベント開催を目途とする。

・従事者人員： 職員約10名

・支出見込み額：居場所づくりサポート事業部門および管理部門支出の合計4,160,000円

② 慢性疾患児を含む子どもを対象とした保育所の運営事業

・実施内容

- 組織的な運営ができるように体制を整える。
- 選ばれる保育園になるために新しい活動を導入し園の特色を出す。
- インクルーシブな保育を実践する。

・対象期間： 通年

・場所： すもーるすてっぷ保育園

・従事者人員： 職員約16名

・受益対象者： 定期保育利用者12名、一時預かり利用者1日約1名

・支出見込み額： 44,062,833円

③ 慢性疾患児を含む子どもが福祉施設、教育機関等に参加するための支援事業、及び、⑤ 第3号を実施するために行う労働者派遣事業及び職業紹介事業、及び、⑥ 第3号を実施するために行う保育所等訪問支援事業

・実施内容

③の医療的ケア支援事業の広報活動を行い、法人利用が常時5件以上を達成する。放課後等サービス等、保育園や小学校以外の事業所にも支援を拡充する。支援先事業所のニーズを把握しつつ、医療的ケアにおける子どもの自立を目指した支援を行う。⑤の労働者派遣事業及び職業紹介事業は支援先事業所の個別ニーズに柔軟に対応するため実施していく。

また、⑥の保育所等訪問支援事業は許認可を取得により、医療的ケア児の受け入れ支援のサービス（個々の疾患児ご家族への直接的に寄り添う支援サービス）を体系的に実施できるようにし

ていく。

- ・ 受益対象者： 1 歳～学齢期の医療的ケア児を受け入れる事業者 7社
1 歳～12 歳の Small Ally メンバー 15名
- ・ 対象期間： 通年
- ・ 従事者人数： 職員約 10 名
- ・ 支出見込み額： 21,196,000円

④ 児童発達支援及び放課後デイサービス事業等の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

・ 実施内容：

①における学齢期の子どもたちの、疾患があっても年齢に見合った経験ができる放課後の居場所づくりの一つの方向性として、障害児通所支援事業の事業化のスタートの期として考える。

- ・ 受益対象者： 学齢期の医療的ケア児や障害児 10名
- ・ 場所： 開設した施設
- ・ 対象期間： 通年
- ・ 従事者人数： 職員約 10 名
- ・ 支出見込み額： ①の費用に含む

2025年度活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 Small Step

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	141,210		
賛助会員受取会費	0		
		141,210	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,000		
		4,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金(保育園運営)	39,371,000		
受取補助金(その他)	3,164,000		
		42,535,000	
4. 事業収益			
保育園定期利用者保育料	4,032,000		
保育園一時保育料	0		
医療的ケア業務受託	23,946,600		
その他中間支援事業	0		
		27,978,600	
5. その他収益			
その他収益	1,602,000	1,602,000	
経常収益計			72,260,810
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	45,524,000		
法定福利費	6,250,000		
福利厚生費	300,000		
中退共保険料	1,176,000		
人件費計	53,250,000		
(2) その他経費			
業務委託費	548,000		
会議費	0		
旅費交通費	1,794,000		
通信費	432,000		
消耗品費	1,032,000		
修繕費	0		
水道光熱費	540,000		
地代家賃	2,736,000		
保険料	180,000		
資産取集代	52,800		
減価償却費	897,898		
雑費	2,813,100		
研修費	0		
広報費	0		
給食食材費	1,440,000		
賃借料	360,000		
支払い手数料	756,000		
支払利息	0		
雑損失	0		
その他経費計	13,581,798		
事業費計		66,831,798	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,176,000		
法定福利費	28,000		
退職給付債務	240,000		
人件費計	2,444,000		
(2) その他経費			
業務委託費	900,000		
旅費交通費	60,000		
保険料	0		
雑費	2,012,000		
支払い手数料	144,000		
雑損失	0		
その他経費計	3,116,000		
管理費計		5,560,000	
経常費用計			72,391,798
当期経常増減額			-130,988
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			-130,988
法人税等			
税引後当期正味財産増減額			-130,988
前期繰越正味財産額			17,464,499
次期繰越正味財産額			17,333,511

2026年度活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 Small Step

(単位:円)

項目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	0		
		150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
		500,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金(保育園運営)	40,000,000		
受取補助金(その他)	3,400,000		
		43,400,000	
4. 事業収益			
保育園定期利用者保育料	4,032,000		
保育園一時保育料	0		
医療的ケア業務受託	24,000,000		
その他中間支援事業	0		
		28,032,000	
5. その他収益			
その他収益	3,000,000		
		3,000,000	
経常収益計			75,082,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	46,960,000		
法定福利費	6,780,000		
福利厚生費	300,000		
中退共保険料	1,400,000		
人件費計	55,440,000		
(2) その他経費			
業務委託費	548,000		
会議費	0		
旅費交通費	1,794,000		
通信費	432,000		
消耗品費	1,032,000		
修繕費	0		
水道光熱費	540,000		
地代家賃	2,736,000		
保険料	180,000		
産廃収集代	52,800		
減価償却費	828,033		
雑費	3,280,000		
研修費	0		
広報費	0		
給食食材費	1,440,000		
賃借料	360,000		
支払い手数料	756,000		
支払利息	0		
雑損失	0		
その他経費計	13,978,833		
事業費計		69,418,833	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,176,000		
法定福利費	28,000		
退職給付債務	240,000		
人件費計	2,444,000		
(2) その他経費			
業務委託費	900,000		
旅費交通費	60,000		
保険料	0		
雑費	2,000,000		
支払い手数料	144,000		
雑損失	0		
その他経費計	3,104,000		
管理費計		5,548,000	
経常費用計			74,966,833
当期経常増減額			115,167
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			115,167
法人税等			
税引後当期正味財産増減額			115,167
前期繰越正味財産額			17,464,499
次期繰越正味財産額			17,579,666